

# 軽度者等への福祉用具の例外給付 に係る確認申請のてびき

《目次》

1	軽度者等への福祉用具の例外給付について	P 1
2	対象外種目を保険給付の対象として位置づける方法について	P 1
	(1) 認定調査票（基本調査）の結果による確認方法	P 2
	(2) 市の確認による方法	P 3
3	よくある質問	P 4
4	申請書提出先・問合せ先	P 5



相模原市マスコットキャラクター

さがみん

相模原市 介護保険課

## 1 軽度者等への福祉用具の例外給付について

介護保険制度における軽度者（要支援1、要支援2及び要介護1のいずれかに認定された者）等に対する福祉用具貸与については、その状態像から見て使用が想定しにくい特殊寝台等の一部の福祉用具（以下「対象外種目」という。）は原則として、保険給付の対象外となっています。

ただし、種目ごとに必要性が認められる一定の状態にある者については、保険給付の対象として福祉用具貸与が行われます。その妥当性については、原則として、要介護認定の認定調査票（基本調査）の直近の結果を活用して客観的に判定することとされています。

しかし、国が実施した全国調査を分析した結果、こうした判断方法だけでは、福祉用具が必要な状態であるのかかわらず、例外給付の対象とならないことが判明したため、従来どおりの認定調査票（基本調査）の直近の結果を活用して客観的に判定する方法に加え、市の確認を受ける方法を設けることになりました。

対象外種目
・車いす及び車いす付属品
・特殊寝台及び特殊寝台付属品
・床ずれ防止用具及び体位変換器
・認知症老人徘徊感知機
・移動用リフト（つり具部分を除く。）
・自動排泄処理装置（要介護3以下は原則貸与不可）



## 2 対象外種目を保険給付の対象として位置づける方法について

軽度者等に該当する者に対しても、認定調査票（基本調査）の結果や市の確認を受ける方法により、利用者の状態像から上記対象外種目の貸与が必要と判断できる場合には、保険給付の対象として位置づけることができます。

## (1) 認定調査票（基本調査）の結果による確認方法

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ (告示で定める福祉用具が必要な状態像)	厚生労働大臣が定める者のイに 該当する認定調査票（基本調査）の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 1 日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7 「3. できない」
	2 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※（注）参照
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 1 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査 1-4 「3. できない」
	2 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機	次のいずれにも該当する者 1 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査 3-1 「調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外、又は基本調査 3-2～基本調査 3-7のいずれかが「できない」、又は基本調査 3-8～基本調査 4-15のいずれかが「ない」以外、その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	2 移動において全介助を必要としない者	基本調査 2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者 1 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8 「3. できない」
	2 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	3 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※（注）参照
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 1 排便が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4. 全介助」
	2 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「4. 全介助」

※（注）アの2及びオの3については、該当する認定調査項目がないため、医師の医学的な所見に基づく情報及びサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャー又は地域包括支援センター担当職員（以下「ケアマネジャー等」という。）が判断します。例えば、車いすの貸与について「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」とケアマネジャー等が判断した場合は、市への確認依頼を行う必要はありません。

## (2) 市の確認による方法

(1) 認定調査票（基本調査）の結果による確認方法で対象とならない者についても、次のとおり市の確認を受けることにより、例外的に保険給付の対象となります。

### 手順1 医師の所見に基づく利用者の状態像の確認

ケアマネジャー等が医師の医学的な所見に基づき、以下の(1)から(3)までのいずれに該当するか確認してください。なお、医師の医学的な所見については、主治医意見書、医師の診断書及び医師からの所見を聴取する方法で確認してください。

(1) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態像に該当する者

(2) 疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態像に該当することが確実に見込まれる者

(3) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態像に該当すると判断できる者

### 手順2 サービス担当者会議の開催

医師の医学的な所見を参考に、福祉用具を使用することで利用者の自立支援につながるかを、原則、本人、利用者御家族、福祉用具事業所、ケアマネジャー等が参加するサービス担当者会議で検討してください。

### 手順3 各高齢・障害者相談課、各福祉相談センターへ申請書等の提出

次の(1)から(3)までの書類を作成し、提出してください。

(1) 軽度者等に対する福祉用具貸与の例外給付の確認について（確認依頼申請書）

(2) サービス担当者会議の記録

(3) 主治医意見書、診断書又は医師の医学的な所見を記載した書類

### 手順4 市介護保険課が申請内容を確認し結果をお知らせ

市介護保険課で申請内容を確認し、申請を受理した日から概ね10日程度で結果をお知らせしますので、原則、確認結果が届いた後、貸与を開始してください。

ただし、やむを得ない理由により、貸与後に申請する場合は、早急に申請書等を提出してください。

### 手順5 貸与開始

貸与開始後、貸与品目を変更・追加する場合や確認期間が終了する場合は、再度、申請手続きをしてください。

### 3 よくある質問

1 認定調査票（基本調査）の結果で要件に該当する場合でも、市の確認を受ける必要はあるか。

⇒ 認定調査票（基本調査）の結果で要件に該当していることが確認できますので、市の確認を受ける必要はありません。

2 市の確認はいつまでに受ければよいか。

⇒ 原則、福祉用具の貸与を開始する前に確認を受けてください。ただし、やむを得ない理由により、貸与後に確認を受ける場合は、早急に確認を受けてください。

3 要介護認定の新規申請中の場合、いつ市の確認を受ければよいか。

⇒ 認定の結果が出てから申請してください。ただし、医師への意見聴取やサービス担当者会議は、必ず貸与開始前に行ってください。

4 確認期間はいつからいつまでか。

⇒ 認定期間の範囲内で、開始日をサービス担当者会議開催日とし、終了日は認定期間終了日とします。

例1) 認定期間開始日以前にサービス担当者会議を開催した場合

認定期間：令和3年9月1日から令和4年8月31日

サービス担当者会議開催日：令和3年8月31日

確認期間：令和3年9月1日から令和4年8月31日

例2) 認定期間開始日以後にサービス担当者会議を開催した場合

認定期間：令和3年9月1日から令和4年8月31日

サービス担当者会議開催日：令和3年9月10日

確認期間：令和3年9月10日から令和4年8月31日



5 確認期間が終了したが、貸与を継続する場合はどうすればよいか。

⇒ 再度、市の確認を受けてください。

**6 ケアマネジャー（事業所）が変更になるが、再度確認を受ける必要はあるか。**

⇒ 変更前のケアマネジャー（事業所）が、市の確認を受けている場合は、再度確認を受ける必要ありません。ただし、確認期間が終了する場合や、貸与品目を変更する場合は、変更後のケアマネジャー（事業所）が市の確認を受ける必要があります。

**7 確認を受けている方が区分変更をする場合、再度確認を受ける必要はあるか。**

⇒ 再度確認を受ける必要はありませんが、貸与品目を変更・追加する場合は、市の確認を受ける必要があります。

**8 転入前の市町村で確認を受けている場合、相模原市の確認を受ける必要はあるか。**

⇒ 例外給付は市町村が書面等確実な方法で確認することにより、その可否を判断するものであるため、転入後、相模原市の確認を受ける必要があります。

**4 申請書提出先・問合せ先**

**（１）申請書提出先**

提出先	住所・電話番号
緑高齢・障害者相談課	〒252-5177 緑区西橋本5-3-21 緑区合同庁舎3階 電話番号 042-775-8812
城山福祉相談センター	〒252-0105 緑区久保沢1-3-1 城山総合事務所第1別館1階 電話番号 042-783-8136
津久井高齢・障害者相談課	〒252-0157 緑区中野613-2 津久井保健センター1階 電話番号 042-780-1408
相模湖福祉相談センター	〒252-0171 緑区与瀬896 相模湖総合事務所2階 電話番号 042-684-3215
藤野福祉相談センター	〒252-0184 緑区小淵2000 藤野総合事務所2階 電話番号 042-687-5511
中央高齢・障害者相談課	〒252-5277 中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはらA館1階 電話番号 042-769-8349
南高齢・障害者相談課	〒252-0303 南区相模大野6-22-1 南保健福祉センター1階 電話番号 042-701-7704

**（２）問合せ先**

問合せ先	住所・電話番号
介護保険課	〒252-5277 中央区中央2-11-15 あじさい会館4階 電話番号 042-707-7058